

## 第5部 農業用に使われなくなったため池について

農業用として使われなくなったため池は、ため池台帳と地域防災計画から削除する必要がありますので、つぎのように処置してください。

### 地域防災計画におけるため池

県では、決壊により、下流に大きな被害を与える原因となることから、存在が確認されている全ての農業用ため池を「水防注意箇所」として登録しています。

### 1 全く何の目的にも使わない

埋め立てしたり、堤体を開削するなどして、貯水できないように処置してください。（取水ゲートを開けておくだけでは、詰まる可能性が高いので、不十分です。）処置したことを役場に申し出てください。

役場は確認の上、状況写真を添えて地域県民局に申し出てください。（地域県民局から県農村整備課に伝達されます。）

県は、ため池台帳から削除し、地域防災計画の更新時にこの登録から削除します。

### 2 農業用として使わないが、別の目的で残しておきたい場合

何のために残すのか、誰が、どのように、管理するのかを決めて、そのことを役場に申し出てください。

役場は確認の上、地域県民局に申し出てください。（地域県民局から県農村整備課に伝達されます。）

県は、ため池台帳から削除し、地域防災計画の更新時にこの登録から削除します。

その他のケースについては、役場にご相談ください。



廃止のために堤体を開削した例